

小田原市不育症治療費助成事業

申請のご案内

(令和4年4月版)

□ 不育症とは

妊娠しても流産や死産を繰り返す場合を「不育症」と呼んでいます。一般的には2回連続した流産や死産があれば、専門の医療機関をご受診し原因を調べていただくことをおすすめします。

(参考) 不育症に関する検査に対応している神奈川県内医療機関一覧

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360448/p413615.html>

※子どもを望んでも妊娠が成立しない「不妊症」とは異なりますので、ご注意ください。

□ 小田原市不育症治療費助成事業について

不育症の治療を受けられるご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、平成27年5月1日から、治療費用の一部を助成しています。

○助成内容

1年度につき、対象者1人あたり30万円を上限として、1治療期間（診断を受け治療を開始した後、1回の妊娠成立から妊娠終了までの期間）につき、助成対象費用の2分の1の額（1,000円未満切り捨て）を助成します。

助成期間は、初回申請日の年度を1年度目とし、対象者1人に対し通算5年度までとします。

○助成対象となる費用

平成27年5月1日以降に、医療機関で受けた不育症の治療にかかる保険診療対象外の医療費が対象となります。

【対象外のもの】

- ① 不育症の診断のための検査費用
- ② 入院時の差額ベッド代、食事代、文書料等の不育症の治療に直接関係のない費用
- ③ 処方箋によらない医薬品等の費用
- ④ 妊婦健康診査の助成を受けた不育症治療費及び検査費用
- ⑤ 他の地方自治体から不育症治療に係る医療費の助成を受けた期間がある場合は、当該期間中に係った不育症治療費及び検査費用

○助成の対象者

次の要件を全て満たす夫婦が助成の対象です。

- ① 医療機関において不育症治療等の必要があると診断され、その診断に基づき不育症治療等を行った夫婦であること。
- ② 治療期間及びこの助成の申請をした日において、法律上の婚姻をしていること。
- ③ 治療期間及びこの助成の申請をした日において、夫婦ともに、小田原市に住民登録があること。
- ④ 治療期間及びこの助成の申請をした日において、夫婦ともに、医療保険各法の被保険者等であること。
- ⑤ 夫婦の前年所得（1～5月の申請の場合は前々年所得）の合計額が730万円未満であること。所得の計算は、児童手当法施行令を準用します。
- ⑥ 夫婦ともに納税すべき市税等に滞納がないこと。

○申請に必要なもの

	必要書類等	留意事項
①	小田原市不育症治療費助成金交付申請書	市ホームページでダウンロードまたは健康づくり課（保健センター）にて配布しています。
②	小田原市不育症診断及び治療実施証明書	市ホームページでダウンロードまたは健康づくり課（保健センター）にて配布しています。医療機関に作成を依頼してください。
③	不育症治療に係る医療機関の発行する領収書及び診療報酬明細書の原本	不育症治療（保険診療外）にかかった金額とその内容を確認します。
④	戸籍謄本（発行後3か月以内）1通	治療期間及び助成の申請日において、法律上の婚姻をしている夫婦であることを確認します。本籍地の市区町村で取得してください。 ※本籍地が小田原市の場合は、市役所2階戸籍住民課・各住民窓口・アークロード市民窓口で取得できます。
⑤	夫婦の住民票（発行後3か月以内）1通	本籍・筆頭者・世帯主・続柄は記載されており、マイナンバーは記載されていないもので、世帯全員が記載されたものを提出してください。 ※市役所2階戸籍住民課・各住民窓口・アークロード市民窓口で取得できます。
⑥	夫婦の（非）課税証明書 または、夫婦の税額通知書 もしくは、夫婦の納税通知書 ※1月から5月までの間に申請をする場合は前年度の証明書、6月から12月までの間に申請する場合は現年度の証明書 ※（発行する市区町村によって名称が異なる場合がありますが）所得・扶養・控除が記載されたものが必ず必要です	次の例を参考に、住民登録していた市区町村で取得してください。 例1）令和4年1月～令和4年5月の助成申請：令和3年1月1日に住民登録していた市区町村で令和3年度の証明書を取得してください。 例2）令和4年6月～令和5年5月の助成申請：令和4年1月1日に住民登録していた市区町村で令和4年度の証明書を取得してください。 ※小田原市の場合、課税証明書は、市役所2階資産税課窓口、各住民窓口・アークロード市民窓口で取得できます。 ※源泉徴収票、所得税確定申告書は受付できません。
⑦	夫婦の完納証明書	市税等の滞納がないかを確認します。 ※市役所2階資産税課窓口・各住民窓口・アークロード市民窓口で取得できます。
⑧	振込先の預金通帳やカード等	申請書に記載された助成金の振込先を確認するために必要です。

※ 証明書の取得にかかる手数料は、申請者の自己負担となります。

※ 令和4年4月1日より、申請書の押印を廃止しました。

○申請の方法

申請に必要な書類をそろえ、治療が終了（出産あるいは流産、死産の判定日）した日の翌日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までに、健康づくり課まで申請してください。なお、治療途中での申請はできません。

○助成金の交付方法

申請内容の審査後、申請者に交付（不交付）決定通知書を送付します。交付決定となった場合、申請時に指定された口座に助成金を振り込みます。

□ 申請についてのQ&A

○対象者要件に関すること

Q 1 夫婦のどちらかが小田原市に住んでいない場合、助成を受けられますか？

A 1 助成を受けるには、申請者と配偶者のどちらも小田原市に住民登録があることが条件としていますので、対象となりません。単身赴任等で夫婦どちらかの住民登録が小田原市にない場合も対象外です。

Q 2 治療している時は小田原市に住民登録があっても、助成の申請日より前に市外に転出した場合は対象になりますか？

A 2 治療期間及び申請日ともに小田原市に住民登録があることが条件ですので、対象にはなりません。

Q 3 小田原市に転入する前に不育症の治療を開始し、令和4年2月に小田原市に転入してきました。申請できますか。

A 3 小田原市に住民登録があることが条件ですので、令和4年2月転入日以降の治療費から対象となります。

※転入等の場合は、前住所地の市区町村の発行する次の年度の所得（課税）証明書を提出してください。

→1月から5月までの申請：夫婦の前年度（前々年分）の所得（課税）証明書

→6月から12月までの申請：夫婦の現年度（前年分）の所得（課税）証明書

例）令和4年1月～令和4年5月までの申請：令和3年度の所得（課税）証明書

令和4年6月～令和5年5月までの申請：令和4年度の所得（課税）証明書

○対象となる費用に関すること

Q 1 検査費用は助成対象になりますか。

A 1 不妊症と診断された後の保険診療外の治療費のみが対象となります。不育症の検査をして診断されても、治療に至らなかった場合は対象にはなりません。また、入院時の差額ベッド代や食事代、文書料、交通費など直接治療と関係のない費用は助成の対象になりません。助成の申請に必要な医療機関の証明書発行にかかった文書作成手数料も対象外です。

Q 2 助成事業開始以前から引き続き治療を受けているのですが対象になりますか？

A 2 平成27年4月30日以前の治療費は対象となりません。平成27年5月1日以降に受けた治療の費用が助成の対象となります。

Q 3 治療の途中で、治療費の2分の1の額が30万円を超えたのですが、申請できますか？

A 3 不育症の治療期間は、治療を開始した後、1回の妊娠成立からその妊娠が終了するまで（出産あるいは流産、死産まで）となりますので、治療途中での申請はできません。治療の終了した翌日を含む月の末日から6か月の月の末日までに申請してください。

Q 4 不育症治療をしていて、同じ年度内に1回目は4か月で流産し、その後すぐに妊娠しましたが2回目も流産となりました。この場合はどうなりますか？

A 4 まずは、1回目の治療終了後、申請期間内に申請してください。審査で交付決定後、1年度の上限額30万円の範囲で助成します。その後、同年度内に2回目の申請をされた場合は、1年度の上限額30万円から1回目の助成金額を差し引いた額の範囲で助成します。

Q 5 第2子以降の不育症治療は対象となりますか？

A 5 第何子でも対象となります。ただし、1対象者につき、初回に申請した日を含む年度を1年度とし、連続して通算5年度までが対象となります。

例) 令和元年10月30日に初回申請・・・・・・・・・・1年度
令和2年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・2年度
令和3年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・3年度
令和4年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・4年度
令和5年度・・・・・・・・・・令和6年3月31日までで5年度終了

お問い合わせ

小田原市健康づくり課母子保健係
〒256-0816 小田原市酒匂2-32-16（小田原市保健センター内）
電話：0465-47-4722